



2026年5月12日

各位

会社名 帝国通信工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽生 満寿夫
(コード：6763 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 丸山 睦雄
(TEL 044-422-3831)

株主提案に関する書面の受領および当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である Nippon Active Value Fund Plc (以下、「本提案株主」といいます。) から、2026年6月開催予定の当社第104回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において、株主提案(以下、「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面(以下、「本株主提案書面」といいます。)を受領いたしました。本日開催の取締役会において、全会一致で本株主提案のいずれの議案についても反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本提案株主

Nippon Active Value Fund Plc

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ①自己株式取得の件
- ②社外取締役の員数に関する定款変更の件
- ③譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- ④定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(2) 議案の要領および提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所の記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議題① 自己株式取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2026年5月12日に公表した「中期経営計画2030」でお知らせした中長期的な方針に基づき、成長投資と株主還元のバランスを意識しつつ経営資金を配分することによって、企業価値向上に取り組んでおります。

まず、成長投資につきましては、「中期経営計画2030」のキャッシュアロケーションでお示ししたとおり、より積極的な投資と、株主還元を両立し、将来の成長に必要な投資を優先的に実施することで、利益の増大や安定的かつ継続的な株主還元の実施による中長期的な株価上昇を目指しております。具体的には、2026年度からの5年間の設備等投資枠128億円を設定しており、かかる投資枠内におけるインフラ・設備投資のほか、人的投資、システム・DX投資、研究開発投資、更新投資の実効性を高めることにより、ROEと企業価値の向上を企図しております。

次に、株主還元につきましては、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分に関して、DOE5.0%を目安とし、株主還元の拡充と安定的な配当を継続的に実施してまいります。また、自己株式の取得についても、下記【ご参考】に記載のとおり継続的に実施をしており、「中期経営計画2030」期間中に最適資本構成の実現および、弾力的な資本政策の遂行を目的に、2026年度～2028年度の3年間で15億円の自己株式取得の実施を計画しております。

このように、当社として、将来のあるべき姿を見据えた成長投資と株主還元を着実に取り組んでいる状況において、本株主提案のような1年以内での株式総数985,000株、取得価額の総額金2,955,000,000円を限度とする自己株式の取得を行うことは、短期的にはROEを向上させるものであるとしても、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」のバランスが大きく損なわれ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものとはいえず、結果として、株主の皆様利益につながらないおそれがあると考えます。当社は、利益配分に関する上記の方針に基づき、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

【ご参考】過去5年間の株主還元実績および当年度の予定

年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1株当たり年間配当金	円	60	60	70	100	100	125
取得株式総数	株	100,000	0	267,300	109,300	194,600	200,000
取得価額総額	千円	99,000	0	499,864	299,819	499,965	500,000

議題② 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しており、取締役候補者の選定については、指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。また、当社では、企業経営・企業戦略、財務・会計・税務、法務・リスクマネジメント、人材開発、営業・マーケティング・開発・製造、国際ビ

ジネス、ESG・サステナビリティを、当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役会の監督機能の発揮に資するスキルとして設定しており、取締役会が、十分な知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えております。

現在の取締役会は、当社事業に精通し豊富な経験や知見、専門性を有する社内取締役4名と、企業経営、法務、財務・会計・税務について高度の専門性及び豊富な知見を有する独立社外取締役3名（うち女性2名）によって構成されており、スキルのバランス、多様性が確保された上で活発な議論が行われるよう適切な人数になっていると考えております。

以上のように、現在の取締役会の構成のもとで、監督機能は発揮され、また、持続的な成長と企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分確保されておりますので、必ずしも社外取締役を過半数とすることが必須とは考えておりません。

また、現在の取締役会の構成のもとで、執行側のタイムリーで適切なリスクテイクを促すとともに、それを支える取締役会の健全な監督機能が発揮できているものと考えており、各社外取締役が高度な専門性及び豊富な知見に基づき、外部投資家・株主の目線から率直かつ活発な議論を行っておりますので、直ちに社外取締役に「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用が必須とは考えておりません。

加えて、本株主提案のような規定を定款に設けることや特定の資質を社外取締役の条件とすることは、取締役候補者の人選に当たっての柔軟性を損なうものであり、結果として取締役会の最適な構成や実効性向上の妨げとなるおそれもあると考えます。

したがって、当社取締役会としては**本株主提案に反対**いたします。

議題③ 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託制度（BBT（=Board Benefit Trust））から構成されております。また、報酬構成のバランスや報酬水準、中長期におけるインセンティブの付与等、企業価値向上の観点から最適な報酬制度の在り方については、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会における審議を踏まえ、議論を行っております。当社は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、2021年6月29日開催の第99回定時株主総会の決議に基づき、社外取締役を除く取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託制度（BBT（=Board Benefit Trust））を導入しており、取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,900ポイント（うち、当社の取締役分として41,400ポイント）を上限としており、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。この上限ポイントは本株主提案の上限株式数を上回る数値であります。

このように、当社の現在の報酬制度は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を十分に実現することのできる適切なものであって、その水準も妥当と考えられます。

また、本株主提案では、社外取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されております。しかしながら、当社取締役会は、社外取締役には独立した立場から当社経営への助言や経営陣による業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待していることから、譲渡制限付株式を付与することは独立性を阻害することになりかねないため適切でないと考えております。

加えて、当社は2024年度より、当社従業員を対象とした株式給付信託制度を導入しております。これは、経営層のみならず、当社全体でパーパスの実現及び企業価値向上に向けて一致団結し、株価に対する意識の向上及び株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的としたものであります。このように、当社はインセンティブ報酬制度として必要かつ十分な制度を導入しております。

したがって、当社取締役会は、**本株主提案に反対**いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案に反対いたしますが、今後も、報酬構成のバランスや報酬水準、中長期におけるインセンティブの付与等、企業価値向上のため、引き続き適切な報酬制度を検討して参ります。

議題④ 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

④定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

当社としては、有価証券報告書には、株主の皆様が意思決定をされる上で有用な情報が含まれていることから、有価証券報告書を株主総会前に開示し、株主の皆様の適切な判断に足る検討期間を確保することは重要であると認識しております。

一方、議決権行使基準日を変更し、定時株主総会の開催を後倒しにした場合、当社における株主総会に関するスケジュールや監査スケジュールなどに重大な影響を及ぼすことが見込まれる上、第1四半期の決算業務と株主総会準備が重複することになり当社の事務運営における業務負担も大きくなることが想定されます。また7月もしくは8月の株主総会の開催は、近年の温暖化・異常気象に鑑みると、会場に足を運ばれる株主の皆様のご負担となります。さらに、当社では剰余金の処分について株主総会決議事項となっていることから、剰余金配当を受ける権利に係る基準日についても定款を変更する必要が生じ、剰余金の配当が効力を生ずる日も後倒しになるといった影響が生じます。なお、剰余金の配当について取締役会決議による旨定款を変更し、剰余金配当を受ける権利に係る基準日を変更しないことも考えられますが、その場合には、議決権行使基準日と別の日となることにより、株主名簿の確定と郵送のコストが二重に発生してしまい、現状より当社の事務処理及び経済的負担が増加することになります。

他方、当社としては、これまでも決算短信の早期開示に加え、株主総会の招集ご通知の電磁的方法（ウェブサイト等）による早期提供、決算説明会資料の内容を充実させるなど株主の皆様が意思決定をされる上で必要な情報について開示を充実させており、さらに、投資家の方々との直接的なエンゲージメント（対話）を通じ、必要な情報の補完にも努めてまいりました。また、本

年度は株主総会前に有価証券報告書を開示することを予定しており、来年度以降についても本年度よりさらに早期に開示することを検討しております。

このように当社がこれまで取り組んできた株主の皆様への情報開示の充実を図る施策、及び今後予定している有価証券報告書の早期開示の施策を踏まえると、定時株主総会の事務運営やコストに大きな影響が生じることが見込まれる議決権行使基準日を変更するといった手段を採らずとも、現在の議決権行使基準日を維持しつつ、株主の皆様に対する情報開示の時期や内容についての継続的な改善により、株主の皆様の適切な判断に足る検討期間は確保されるものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(参考) 「中期経営計画 2030」の URL

<https://www.noble-j.co.jp/ir-info/management-plan/>

以上

「株主提案の内容」

* 本提案株主から提出されたものの該当部分を原文のまま記載しております。

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 985,000 株、取得価額の総額金 2,955,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約 10% を自己株式として取得し、会社法第 178 条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 20 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変 更 前	変 更 後
(員数) 第 20 条 当会社に取締役は、10名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第 20 条 当会社に取締役は、10名以内とする。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 7 名のうち社外取締役は 3 名となっており、3 分の 1 以上の要件を充たしていますが、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を

図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると思います。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

3 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の株主総会において取締役の報酬を年額270百万円以内、ただし、使用人分給与は含まないとする事、また、2021年6月29日開催の株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託制度」の導入が承認されているが、今般、上記株式給付信託制度に代えて、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年20百万円以内）、付与株式数の上限33,500株（うち社外取締役分は上限6,700株）の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR（株主総利回り）を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

提案者は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役は当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されて

います。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。提案者は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

4 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第12条及び第13条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
<p>（招集）</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。</p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u>（新設）</p>	<p>（招集）</p> <p>第12条 <u>（削除）</u></p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>5月15日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関及びアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本提案は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総

会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、提案者が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

以上